

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年9月23日 08時45分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市加茂港 加茂港第3南防波堤灯台から真方位116°430m付近 (概位 北緯38°46.1′ 東経139°43.9′)
事故の概要	プレジャーボートちがさき丸は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年9月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ちがさき丸、5トン未満（長さ2.87m）
船舶番号、船舶所有者等	第232-29910号（船舶検査済票の番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船外機に破損、船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：うねり 波向西、波高約1.0～1.5m、水温 約23～24℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、船長が船尾部で船外機を操縦して加茂港の釣り場に到着し、船首を南東方に向けて漂流を始め、同乗者が甲板上の船首側凸部に腰掛けて釣りを始めた。</p> <p>本船は、同乗者が、さお釣りの仕掛けを遠くに投げようとして立ち上がった際、うねりによる船体の動揺で左舷側に倒れ込み、左舷舷縁を掴んだところ、左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>陸岸にいた釣り人は、本船が転覆したところを目撃し、118番通報を行った。</p> <p>船長及び同乗者は、海に投げ出され、転覆した本船に掴まっていたところ、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会の所属船に救助された。</p> <p>本船は、水難救済会の所属船にえい航され、加茂港内の岩場に陸揚げされた。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故当時、固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、非防水型の携帯電話を所持しており、落水した際、携帯電話が濡れて使用できなかった。</p> <p>本船は、長さ3m未満のミニボート規格であったが、2.9kW（4馬力）の船外機が取り付けられており、船舶検査の対象となってい</p>

	た。
分析	本船は、漂泊して釣り中、波高約1.0～1.5mのうねりがある状況下、同乗者が、立ち上がった際、船体の動揺により左舷側に倒れ込んだことから、左舷舷縁を掴んだところ、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂泊して釣り中、波高約1.0～1.5mのうねりがある状況下、同乗者が、立ち上がった際、船体の動揺により左舷側に倒れ込んだため、左舷舷縁を掴んだところ、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミニボート規格の小型船舶は、不安定で揺れやすいので、船上では不用意に立ち上がらないこと。また、波の影響を受けやすいので、平穏な海域で運航することが望ましい。 ・ 防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。